

基準により算定した額（その額が当該指定居宅支援に要した費用（特定日常生活費を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定居宅支援に要した費用の額）とする。

（居宅生活支援費の受給の手続）

第15条の6 18歳以上の知的障害者（知的障害者地域生活援助にあつては、18歳未満の知的障害者を含む。第5項において同じ。）は、前条第1項の規定により居宅生活支援費の支給を受けようとするときは、知的障害者居宅支援の種類ごとに、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

（居宅生活支援費の支給の申請）

第7条 法第15条の6第1項の規定により居宅生活支援費の支給の申請をしようとする知的障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、居住地及び生年月日

二 居宅生活支援費の受給の状況

三 施設訓練等支援費の受給の状況

四 現に介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る居宅サービス（同法第7条第5項に規定する居宅サービスのうち、同条第6項に規定する訪問介護、同条第11項に規定する通所介護及び同条第13項に規定する短期入所生活介護をいう。第17条において同じ。）を利用している場合には、その利用の状況

五 当該申請に係る知的障害者居宅支援の具体的内容

六 扶養義務者の氏名、住所及び申請者との続柄

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第15条の5第2項第2号に掲げる額（以下「居宅利用者負担額」という。）の算定のために必要な事項に関する書類

2 市町村は、前項の申請が行われたときは、当該申請を行った知的障害者の障害の程度、当該知的障害者の介護を行う者の状況、当該知的障害者の居宅生活支援費の支給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、居宅生活支援費の支給の要否を決定するものとする。

二 現に居宅支給決定（法第15条の6第3項に規定する居宅支給決定をいう。以下同じ。）を受けている場合には、当該居宅受給者証（同条第5項に規定する居宅受給者証をいう。以下同じ。）

3 市町村は、前2項に規定するもののほか、次条第1号に掲げる事項を勘案するため必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。

（法第15条の6第2項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第8条 法第15条の6第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 居宅生活支援費の支給の申請を行った知的障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況

二 当該知的障害者の介護を行う者の状況

三 当該知的障害者の居宅生活支援費の支給の状況

四 当該知的障害者の施設訓練等支援費の支給の状況

五 当該知的障害者の知的障害者居宅支援及び知的障害者施設支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況

六 当該知的障害者の知的障害者居宅支援の利用に関する意向の具体的内容

七 当該知的障害者の置かれている環境

八 当該申請に係る知的障害者居宅支援の提供体制の整備の状況

（居宅利用者負担額の通知）

第9条 市町村は、居宅支給決定を行ったときは、居宅利用

3 前項の規定による支給の決定（以下「居宅支給決定」という。）を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 居宅生活支援費を支給する期間

二 知的障害者居宅支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において居宅生活支援費（次条第1項に規定する特例居宅生活支援費を含む。）を支給する指定居宅支援（同項に規定する基準該当居宅支援を含む。）の量（次条第1項及び第15条の8において「支給量」という。）

4 前項第1号の期間は、知的障害者居宅支援の種類ごとに厚生労働省令で定める期間を超えることができないものとする。

者負担額を、居宅支給決定知的障害者（法第15条の6第5項に規定する居宅支給決定知的障害者をいう。以下同じ。）及びその扶養義務者に通知しなければならない。

（法第15条の6第3項第2号に規定する厚生労働省令で定める期間）

第10条 法第15条の6第3項第2号に規定する知的障害者居宅介護、知的障害者デイサービス及び知的障害者短期入所に係る厚生労働省令で定める期間は、1月間とする。

2 法第15条の6第3項第2号に規定する知的障害者地域生活援助に係る厚生労働省令で定める期間は、居宅支給決定を行つた日の属する月から居宅支給決定期間（法第15条の5第1項に規定する居宅支給決定期間をいう。）の終了日の属する月までの期間とする。

（法第15条の6第4項に規定する厚生労働省令で定める期間）

第11条 法第15条の6第4項に規定する知的障害者居宅介護、知的障害者デイサービス及び知的障害者短期入所に係る厚生労働省令で定める期間は、居宅支給決定を行つた日から当該日が属する月の末日までの期間と1年間を合算して得た期間とする。

2 法第15条の6第4項に規定する知的障害者地域生活援助に係る厚生労働省令で定める期間は、居宅支給決定を行つた日から当該日が属する月の末日までの期間と3年間を合算して得た期間とする。

3 居宅支給決定を行つた日が月の初日である場合にあつては、前2項の規定にかかわらず、知的障害者居宅介護、知的障害者デイサービス及び知的障害者短期入所については1年間を、知的障害者地域生活援助については3年間を、法第15条の6第4項に規定する厚生労働省令で定める期間とする。

(居宅受給者証の交付)

第12条 市町村は、法第15条の6第3項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載して居宅受給者証を交付するものとする。

- 一 居宅支給決定知的障害者の氏名、性別、居住地及び生年月日
- 二 扶養義務者の氏名及び住所
- 三 交付の年月日及び居宅受給者証番号
- 四 居宅利用者負担額
- 五 その他市町村が必要と認める事項

(居宅受給者証の再交付)

第13条 知的障害者福祉法施行令(昭和35年政令第103号。以下「令」という。)第4条の規定により居宅受給者証の再交付の申請をしようとする居宅支給決定知的障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、居住地及び生年月日
- 二 再交付申請の理由

2 居宅受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その居宅受給者証を添えなければならない。

(居宅受給者証の再交付)

第4条 市町村は、居宅受給者証を破り、汚し、又は失つた居宅支給決定知的障害者から、居宅支給決定期間内において、居宅受給者証の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、居宅受給者証を交付しなければならない。

(施設支給決定知的障害者の居住地の変更の届出等)

第5条 施設受給者証(法第15条の12第5項に規定する施設受給者証をいう。以下同じ。)の交付を受けた施設支給決定知的障害者(同項に規定する施設支給決定知的障害者を

	いう。以下同じ。)は、施設支給決定期間(同条第3項第1号に規定する期間をいう。第3項及び次条において同じ。)内において、氏名を変更したとき、又は同一の市町村の区域内において居住地を移したときは、14日以内に、施設受給者証を添えて、市町村にその旨を届け出なければならない。 2 前項の規定による届出があつたときは、その市町村は、その施設受給者証にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。 3 施設受給者証の交付を受けた施設支給決定知的障害者は、施設支給決定期間内において、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、施設受給者証を添えて、旧居住地の市町村にその旨を届け出なければならない。	3 居宅受給者証の再交付を受けた後、失つた居宅受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。 (居宅受給者証の提示) 第14条 居宅支給決定知的障害者は、指定居宅支援(法第15条の5第1項に規定する指定居宅支援をいう。第36条第3項において同じ。)を受けるに当たつては、その都度、指定居宅支援事業者(法第15条の5第1項に規定する指定居宅支援事業者をいう。以下同じ。)に対して居宅受給者証を提示しなければならない。
5	市町村は、居宅支給決定をしたときは、当該居宅支給決定を受けた18歳以上の知的障害者(以下「居宅支給決定知的障害者」という。)に対し、厚生労働省令の定めるところにより、第3項各号に掲げる事項を記載した受給者証(以下「居宅受給者証」という。)を交付しなければならない。	
6	前項に定めるもののほか、居宅受給者証に関し必要な事項は、政令で定める。	
7	指定居宅支援を受けようとする居宅支給決定知的障害者は、厚生労働省令の定めるところにより、指定居宅支援事業者に居宅受給者証を提示して当該指定居宅支援を受けるものとする。ただし、緊急の	

場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

8 居宅支給決定知的障害者が指定居宅支援事業者から指定居宅支援を受けたとき（当該居宅支給決定知的障害者が当該指定居宅支援事業者に居宅受給者証を提示したときに限る。）は、市町村は、当該居宅支給決定知的障害者が当該指定居宅支援事業者に支払うべき当該指定居宅支援に要した費用（特定費用及び特定日常生活費を除く。）について、居宅生活支援費として当該居宅支給決定知的障害者に支給すべき額の限度において、当該居宅支給決定知的障害者に代わり、当該指定居宅支援事業者を支払うことができる。

9 前項の規定による支払があつたときは、居宅支給決定知的障害者に対し居宅生活支援費の支給があつたものとみなす。

10 市町村は、指定居宅支援事業者から居宅生活支援費の請求があつたときは、前条第2項各号及び第3項の市町村長が定める基準並びに第15条の19第2項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準（指定居宅支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

11 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を社会福祉法第110条に規定する都道府県社会福祉協議会その他営

（法第15条の6第11項に規定する厚生労働省令で定める法人）

第15条 法第15条の6第11項に規定する厚生労働省令で定める法人は、営利を目的としない法人であつて、次の各号に

利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

(特例居宅生活支援費の支給)

第15条の7 市町村は、居宅支給決定知的障害者が、居宅支給決定期間内において、指定居宅支援以外の知的障害者居宅支援（指定居宅支援の事業に係る第15条の19第1項に規定する厚生労働省令で定める基準及び同条第2項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当居宅支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、当該基準該当居宅支援（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（特定費用及び知的障害者地域生活援助に要した費用における日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）について、特例居宅生活支援費を支給することができる。

2 第15条の5第2項及び第3項

掲げる要件に該当するものとする。

一 当該法人が法第15条の6第10項の規定による支払に関する事務（次号において「受託事務」という。）を実施するに足る人員及び財政的基礎を有するものであること。

二 当該法人が受託事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて受託事務が不公正になるおそれがないものであること。

(特例居宅生活支援費の支給の申請)

第16条 特例居宅生活支援費の支給を受けようとする居宅支給決定知的障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、居住地、生年月日及び居宅受給者証番号

二 法第15条の7第2項において準用する法第15条の5第2項に規定する特例居宅生活支援費の額

2 前項の申請書には、同項第2号に掲げる額を明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

の規定は、特例居宅生活支援費について準用する。

(支給量の変更)

第15条の8 居宅支給決定知的障害者は、支給量を変更する必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に対し、当該支給量の変更の申請をすることができる。

2 市町村は、前項の申請又は職権により、第15条の6第2項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、居宅支給決定知的障害者につき、必要があると認めるときは、支給量の変更の決定をすることができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る居宅支給決定知的障害者に対し居宅受給者証の提出を求めるものとする。

(支給量の変更の申請)

第17条 法第15条の8第1項の規定により支給量（法第15条の6第3項第2号に規定する支給量をいう。以下同じ。）の変更の申請をしようとする居宅支給決定知的障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、居住地、生年月日及び居宅受給者証番号
- 二 居宅生活支援費の受給の状況
- 三 施設訓練等支援費の受給の状況
- 四 現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況
- 五 当該申請に係る知的障害者居宅支援の具体的内容
- 六 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となつた事由

(居宅受給者証の提出を求める場合の手続)

第18条 市町村は、法第15条の8第2項の規定により支給量の変更の決定を行つたときは、次に掲げる事項を書面により居宅支給決定知的障害者に通知し、居宅受給者証の提出を求めるものとする。

- 一 法第15条の8第2項の規定により支給量の変更の決定を行つた旨
- 二 居宅受給者証を提出する必要がある旨
- 三 居宅受給者証の提出先及び提出期限

2 前項の居宅支給決定知的障

- 3 市町村は、前項の決定を行った場合には、居宅受給者証に当該決定に係る支給量を記載し、これを返還するものとする。

(居宅支給決定の取消し)

第15条の9 居宅支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該居宅支給決定を取り消さなければならない。

一 居宅支給決定知的障害者が、指定居宅支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 居宅支給決定知的障害者が、居宅支給決定期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

- 2 前項の規定により居宅支給決定の取消しを行つた市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、当該取消しに係る居宅支給決定知的障害者に対し居宅受給者証の返還を求めるものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、居宅支給決定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

害者の居宅受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。

(居宅受給者証の返還を求める場合の手続)

第19条 市町村は、法第15条の9第1項の規定により居宅支給決定の取消しを行つたときは、次に掲げる事項を書面により居宅支給決定身体障害者に通知し、居宅受給者証の返還を求めるものとする。

一 法第15条の9第1項の規定により居宅支給決定の取消しを行つた旨

二 居宅受給者証を返還する必要がある旨

三 居宅受給者証の返還先及び返還期限

- 2 前項の居宅支給決定知的障害者の居宅受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。

(介護保険法による給付との調整)

第15条の10 居宅生活支援費及び特例居宅生活支援費の支給は、当該知的障害の状態につき、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定によりこれらの給付に相当する給付を受けることができるときは、その限度において、行わないものとする。

(施設訓練等支援費の支給)

第15条の11 市町村は、次条第5項に規定する施設支給決定知的障害者が、同条第3項の規定により定められた同項第1号の期間内において、都道府県知事が指定する知的障害者更生施設、特定知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮又は心身障害者福祉協会の設置する福祉施設（以下「指定知的障害者更生施設等」という。）に入所の申込みを行い、当該指定知的障害者更生施設等から知的障害者施設支援（以下「指定施設支援」という。）を受けたときは、当該施設支給決定知的障害者に対し、当該指定施設支援に要した費用（知的障害者通勤寮支援に要する費用における日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「通勤寮支援日常生活費」という。）を除く。）について、施設訓練等支援費を支給する。

2 施設訓練等支援費の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 知的障害者施設支援の種類ごとに指定施設支援に通常要する費用（通勤寮支援

(通勤寮支援日常生活費)

第20条 法第15条の11第1項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 食材料費

二 被服費

三 日用品費

四 その他指定施設支援（法第15条の11第1項に規定する指定施設支援をいう。）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるものの

日常生活費を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額(その額が現に当該指定施設支援に要した費用(通勤寮支援日常生活費を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額)

二 知的障害者又はその扶養義務者の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

3 厚生労働大臣は、前項第1号の厚生労働大臣が定める基準を定めるに当たっては、知的障害者の障害の程度に応じて厚生労働省令で定める区分(次条及び第15条の13において「知的障害程度区分」という。)を考慮するものとする。

(施設訓練等支援費の受給の手続)

第15条の12 18歳以上の知的障害者は、前条第1項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けようとするときは、知的障害者施設支援の種類ごとに、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

(施設訓練等支援費の支給の申請等)

第21条 法第15条の12第1項の規定により施設訓練等支援費の支給の申請をしようとする知的障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、居住地及び生年月日
- 二 施設訓練等支援費の受給の状況
- 三 居宅生活支援費の受給の状況
- 四 当該申請に係る知的障害者施設支援の具体的内容
- 五 扶養義務者の氏名、住所及び申請者との続柄

2 市町村は、前項の申請が行

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第15条の11第2項第2号に掲げる額（以下「施設利用者負担額」という。）の算定のために必要な事項に関する書類

二 現に施設支給決定（法第15条の12第3項に規定する施設支給決定をいう。以下同じ。）を受けている場合には、当該施設受給者証（同条第5項に規定する施設受給者証をいう。以下同じ。）

3 市町村は、前2項に規定するもののほか、次条第1号に掲げる事項を勘案するため必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。

4 施設支給決定知的障害者（法第15条の12第5項に規定する施設支給決定知的障害者をいう。以下同じ。）は、毎年、第2項第1号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。

5 前項の書類の提出を受けた市町村は、施設利用者負担額を変更する必要があると認めるときは、施設支給決定知的障害者に対し施設受給者証の提出を求めるものとする。

6 前項の規定により施設受給者証の提出を受けた市町村は、施設受給者証に必要な事項を記載し、これを当該施設支給決定知的障害者に返還するものとする。

（法第15条の12第2項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第22条 法第15条の12第2項に

われたときは、当該申請を行つた知的障害者の障害の程度、当該知的障害者の介護を行う者の状況、当該知的障害者の施設訓練等支援費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、施設訓練等支援費の支給の可否を決定するものとする。

- 3 前項の規定による支給の決定（以下「施設支給決定」という。）を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 施設訓練等支援費を支給する期間
 - 二 当該知的障害者の知的障害程度区分

規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 施設訓練等支援費の支給の申請を行つた知的障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- 二 当該知的障害者の介護を行う者の状況
- 三 当該知的障害者の施設訓練等支援費の受給の状況
- 四 当該知的障害者の居宅生活支援費の受給の状況
- 五 当該知的障害者の知的障害者施設支援及び知的障害者居宅支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況
- 六 当該知的障害者の知的障害者施設支援の利用に関する意向の具体的内容
- 七 当該知的障害者の置かれている環境
- 八 当該申請に係る知的障害者施設支援の提供体制の整備の状況

（施設利用者負担額の通知）

第23条 市町村は、施設支給決定を行つたときは、施設利用者負担額を、施設支給決定知的障害者及びその扶養義務者に通知しなければならない。施設利用者負担額を変更した場合も、同様とする。

（法第15条の12第4項に規定する厚生労働省令で定める期間

4 前項第1号の期間は、知的障害者施設支援の種類ごとに厚生労働省令で定める期間を超えることができないものとする。

(施設受給者証の再交付)

第6条 市町村は、施設受給者証を破り、汚し、又は失った施設支給決定知的障害者から、施設支給決定期間内において、施設受給者証の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、施設受給者証を交付しなければならない。

)

第24条 法第15条の12第4項に規定する厚生労働省令で定める期間は、施設支給決定を行つた日から当該日が属する月の末日までの期間と3年間を合算して得た期間とする。

2 施設支給決定を行つた日が月の初日である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、3年間を法第15条の12第4項に規定する厚生労働省令で定める期間とする。

(施設受給者証の交付)

第25条 市町村は、法第15条の12第3項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載して施設受給者証を交付するものとする。

- 一 施設支給決定知的障害者の氏名、性別、居住地及び生年月日
- 二 扶養義務者の氏名及び居住地
- 三 交付の年月日及び施設受給者証番号
- 四 施設利用者負担額
- 五 その他市町村が必要と認める事項

(施設受給者証の再交付)

第26条 令第6条の規定により施設受給者証の再交付の申請をしようとする施設支給決定知的障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、居住地及び生年月日
- 二 再交付申請の理由

2 施設受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その施設受給者証を添えなければならない。